

北朝鮮の弾道ミサイル技術を用いた新型ロケットによる軍事偵察衛星打ち上げに抗議する決議

5月31日早朝、北朝鮮は弾道ミサイル技術を用いた新型ロケットによる軍事偵察衛星を、当市上空を軌道とする方角に発射を強行した。

北朝鮮北西部から発射された新型ロケットは、2段目エンジンの異常により推力を失い、朝鮮半島西側の黄海上に落下している。

北朝鮮に対して、2006年に国連安全保障理事会は、決議1718号で、核・ミサイル開発を禁じており、同決議は国際法上の派生法に当たることから、今回の弾道ミサイル技術を用いた新型ロケットの開発と発射は国際法違反であるとともに日朝平壤宣言に違反する行為である。

北朝鮮は、今回の打ち上げに際し、5月31日から6月11日の間に発射することを海上保安庁、IMO＝国際海事機関に対して、5月29日に事前通告をしていたが、この日から6月2日にかけて、新型ロケット打ち上げ軌道下の当市を含む先島諸島は、台風2号の最接近による暴風雨にさらされており、ロケット落下などの事態に対処できない状況下で発射を強行したことで、多くの人々に恐怖と大きな不安を与えた。

事実、新型ロケットは黄海上に落下しており、先島諸島に甚大な被害をもたらした可能性は否めないにも関わらず、今後も発射を継続するとしていることは、先島諸島や地域の深刻な脅威となり、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為となる。

よって当市議会は、北朝鮮による弾道ミサイル技術を用いた新型ロケット発射に対し厳重に抗議するとともに、核・弾道ミサイル開発の断念を強く求める。

以上、決議する。

令和5年6月16日

石垣市議会